株式譲渡契約書

●●（以下「譲渡人」という）と●●（以下「譲受人」という）とは、譲渡人が保有する●●（以下「対象会社」という）の株式を譲受人に譲渡することについて、以下の通り、株式譲渡契約書（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　株式の譲渡

譲渡人は、譲受人に対し、●年●月●日をもって、対象会社の普通株式●株（以下「本株式」という）につき、１株あたり●円で譲り渡し、譲受人は、これを譲り受ける。

第2条　必要書類の交付

譲渡人は、譲受人に対し、●年●月●日までに、本株式に係る株主名簿の名義書換に必要な書類を譲受人に交付する。

第3条　対価の支払い

譲渡人は、譲受人に対し、●年●月●日までに、第1条に基づき算出される本株式の対価全額を、譲受人の別途指定する口座に振り込む方法によって支払う。振込手数料その他の支払いに要する費用は譲渡人の負担とする。

第4条　反社会的勢力の排除

譲渡人および譲受人は、相手方に対し、本契約締結時および将来において、自らが、反社会的勢力でないことを表明し、保証する。

第5条　準拠法および合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約について生じた紛争については、譲渡人の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本契約書2通を作成し、各当事者記名押印または署名の上、各自1通を保有する。

●年●月●日

譲渡人： ［住所］

［氏名］

譲受人： ［住所］

［氏名］